別紙

**生活機能向上連携加算にかかる算定要件の確認**

下記のいずれにも適合しますか。（□にチェックをいれる）

* 外部の介護予防通所リハビリ事業所等のリハビリ専門職や医師と共同でアセスメ

ントを行い、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行う。

* 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機

能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能

訓練を適切に提供する。

* 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を３

月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機

能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行う。